

宮崎市ホテル・旅館等リノベーション支援事業 Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援のご案内

宮崎市では、観光客の満足度を高め、リピーターを獲得し、滞在型の観光を推進することを目的に、ホテル・旅館等が行うWi-Fi・省エネルギー環境対策に対して支援を行います。

1 適用施設・補助対象者

(1) 適用施設

- ・旅館業法に規定する市内のホテル・旅館等

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項又は、第6項の規定に該当する営業を行う施設を除く)

(2) 補助対象者

- ・市税の滞納のない者
- ・宮崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者

2 対象となる工事等の内容

対象となる事業は次表のとおりとします。なお、原則として、年度内に工事が完了するものとします。

項目	内容
Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援	・施設内のロビー、客室におけるWi-Fi環境の整備工事 ・施設内の照明のLEDライトへの取替え及び関連する工事

3 補助金の交付額

項目	内容
Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援	補助率：補助対象工事経費の $\frac{1}{2}$ (予算の範囲内において) 限度額：500千円

4 申請方法、事前協議

申請を予定している事業者は、必ず観光戦略課と事前協議を行い、本事業に該当するか確認してください。事前協議後は、関係書類を添付して、補助金交付申請書を事業着手前に提出してください(申請の流れについては、裏面をご覧ください)。申請書等は、宮崎市ホームページからダウンロードできます。(※トップページ>産業・事業者>融資・補助金)

5 申込み期限

令和2年6月1日～令和2年12月31日。

ただし、受付順となりますので、予算額(1,000千円)を超えた時点で受付を終了します。

6 申請にあたっての注意事項

- ・本事業は、平成30年度から3年間の実施予定です。この期間中に補助金の交付を受けられるのは、同一事業者に対して1回のみとなります。
- ・『Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援』は『宮崎市ホテル・旅館等リノベーション支援事業』の一環となりますので、『Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援』または『リノベーション支援』のどちらか一方しか交付を受けることができません。
- ・本市以外の補助金を併用している場合は、事前にお知らせください。補助額が変更になる場合があります。

7 問合せ・事前協議申請先

宮崎市観光商工部 観光戦略課【宮崎市橋通西一丁目1番1号(宮崎市役所 第2庁舎3階)】
 電話：(0985) 21-1791 FAX：(0985) 20-2132
 E-Mail：17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp 担当：壹岐(いき)

〈 申請の流れ 〉 ※白抜き字が申請者手続き、黒字が市の手続きとなります。

事前協議

○メール、郵送、FAX、持参のいずれかで「事前協議申請書」を提出してください。

補助金交付申請

【必要書類】

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書（様式第1号）
- ③収支予算書（様式第2号）
- ④工事見積書
- ⑤納税証明書
- ⑥誓約書兼同意書（様式第3号）

- 補助金交付申請書等を提出してください。
- 支払先口座登録手続きを行います。
- 工事着手前、工事中、工事完了後を写真撮影しておいてください。

※着工または物品購入等の1か月前までの申請をお願いします。

書類審査、現場確認

補助金交付決定

- 交付決定通知書を送付します。
- 補助金交付決定後に工事着手してください。

工事開始

- 申請した工事の計画に変更が生じる場合は、変更申請が必要となる場合がありますので、必ず観光戦略課に報告してください。

工事完了

実績報告書の提出

【必要書類】

- ①補助事業実績報告書
- ②事業実施報告書（様式第4号）
- ③収支決算書（様式第5号）
- ④工事代金請求書及び領収書
- ⑤工事着手前、工事中、工事着手後の写真
- ⑥補助金交付請求書

書類審査、現場確認

補助金交付額の確定

- 交付確定通知書を送付します。

指定口座への補助金振込み